

諮問事項

岡山県自然環境保全審議会

(自然保護部会)

令和7年6月

岡山県

備作山地県立自然公園事業に係る変更について

1 公園事業

- ・公園名 備作山地県立自然公園
- ・事業種別 園地
- ・事業名 明地峠園地
- ・所在地 新見市千屋花見
- ・地域の種別 特別地域・普通地域
- ・事業主体 岡山県、新見市

2 事業決定

- ・H6.8.26 区域面積 12.4ha (当初)
- ・H8.9.13 区域面積 48.1ha (美しい森整備のため 35.7ha 追加)

3 今回の変更内容

当該園地のうち、美しい森の区域については、近隣のオートキャンプ場の影響などにより、現在は利用者がいないことから園地から除外する。

なお、生活環境保全林の区域については、引き続き園地として利用する。

【参考】美しい森の主な施設等 (撤去予定)

- ・ビジターセンター
- ・野外広場
- ・木道
- ・水口広場 等

明地峠園地区域図



(様式 2)

(備作山地県立自然) 公園事業 変更 調書

事業主体 新見市

1 事業地及びその周辺地域の現況

(1) 位置 (現況写真, 撮影位置図添付)

新見市千屋花見 1 5 6 3 - 2

新見市千屋花見地内で、県の北西部に位置し、北は鳥取県に接している
(別紙位置図のとおり)

(2) 公園計画の現況 (公園計画図添付)

①保護計画

特別地域及び普通地域に指定

②利用計画

備作山地県立自然公園 明地峠園地は、「剣山」の豊かな自然林と展望の良さから多くの入山者が訪れている。このため、本地域の特性を生かした自然公園利用を増進するとともに地域振興に寄与する。

(3) 自然環境の現況

①気象

年間平均気温は 11℃ と、気温の低い秋冬期がかなり長い寒冷な地域である。
降水量は年間 1783.5mm と多く、冬には積雪がある。

日最高気温 16.6℃

日最低気温 6.1℃

※気象庁 新見市千屋 1991年～2020年平均参照

②地形・地質

計画対象区域の高度分布は、東西のピークから中央部を走る谷となる旧国道に向かって低くなっており、標高差は約 250m である。

傾斜は、10° 未満となるような緩やかな斜面はなく、ほとんどが 20° ～ 30° の斜面である。

地質は、岡山県の地質図より土壌母材料から見ると、中生代に属する石英閃緑岩類が北西部の一部を、流紋岩類がその他の大部分を占めている。

③植物

シロダモ、サワフタギ、コシアブラ、アオキ、カナクギノキ、アワブキ、サンショウ、イボタノキ、ヒサカキ、イヌツゲ、コマユミ、ウグイスカグラ、クロモジ、ヤマコウバシ、シシガシラ

④動物

・ほ乳類等

ホンシュウモモンガ、ムササビ、ハタネズミ、アカネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、イノシシ、シカ、ニホンザル、コウモリ、トカゲ、ジョロウグモ など。

・鳥類

キジ、アオゲラ、アカゲラ、キツツキ、コゲラ、ツグミ、ウグイス、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カケス、ハシボソカラス、ハシブトカラス、ヤマガラ など。

・昆虫

モノサシトンボ、ニシカワトンボ、タカネトンボ、ハラビロトンボ、シオカラトンボ、ミヤマアカネ、ヒメアカネ、コシアキトンボ、ナナフシ、クサギカメムシ、アブラゼミ、ヒグラシ、オオヨコバイ、オオハナアブ、コガネオオハリバエ、クロヤマアリ、キイロスズメバチ、シリアゲムシ など。

⑤その他

明地峠は、以前は新見市と鳥取県米子市を結ぶ唯一の街道であったが、現在は国道 180 号線が剣山西に迂回し、トンネルで通過するため今は当時の面影をあまり残していない。しかし、剣山は岡山方向からは一見して、それと判る美しい山容をしており、頂上からの展望はすばらしく、北東の方向には毛無山、擬宝珠山、伯耆大山が望まれる。明地峠附近のなだらかな傾斜地は野外レクリエーションの基地として最適地で、ここから剣山への登山者も多い。

(4) 土地所有者

新見市が所有している。

新見市千屋花見 1 5 6 3 - 2

(5) 権利制限関係

①保安林

水源かん養保安林 6. 8 7 h a (M31.1.1 指定)

保健保安林 1 9. 0 0 h a (H2.9.18 指定)

②鳥獣保護区

該当なし

③文化財

該当なし

④砂防区域

該当なし

⑤総合保養地整備法に基づく特定施設等

該当なし

⑥その他

特記事項なし

(6) 自然公園利用

①当該事業の利用上の位置づけ

剣山は、北東の方向に毛無山、擬宝珠山、伯耆大山が望まれるなど眺望が良好で登山者が多く訪れるところである。また、本園地内には、生活環境保全林整備事業により整備された自然林や歩道があり、こうした自然や施設を活用した野外レクリエーションの場として利用する。

美しい森は、これまでビジターセンターやキャンプ場、野外広場などの整備を行い利用促進を図ってきたが、現在は利用者がなく、また、土地の借地契約期間（令和8年3月）の満了により、本園地区域から除外し施設を撤去する。

②事業地の利用者数（表で整理）及び主な利用形態

施設名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
剣山登山者	112人	96人	42人	76人	83人

施設名	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
美しい森施設	275人	330人	254人	182人	197人	207人

※平成27年から管理人を常駐させていないため利用者数は不明。

※近年の利用者減少により、ビジターセンターなど一部の施設は閉鎖している。

③事業地周辺地域の利用者数（表で整理）及び主な利用形態

園地事業の南西部に位置する温泉施設とオートキャンプ場の利用状況は次のとおりである。

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新見千屋温泉 いぶきの里	47,882人	86,031人	86,427人
いぶきの里 オートキャンプ場	533人	706人	2,512人

2 整備すべき施設の内容

(1) 整備計画

①施設の基本計画図

H6～H9 にかけて生活環境保全林整備事業により自然林改良や歩道等を整備
 主な施設 自然林改良 9.20ha、遊歩道 1,849.0m、作業車道 494.0m 等(別紙のとおり)

②事業主体別の既存施設及び整備予定施設の種類及び規模 (別添様式)

(2) 利用上の必要性及び効果

①公園事業執行の必要性

生活環境保全林整備事業により整備された自然林は野外レクリエーションの場として、また、歩道等の施設は入山者の利便性向上に寄与しており、引き続き公園の利用促進と施設の適切な管理を行う。

美しい森は、近隣のオートキャンプ場の影響などにより、現在は利用者がないことから本園地から除外する。

②期待される公園利用上の効果

本園地は新見市内外などから剣山の登山を目的に利用する人が多く、また周辺住民にとっては従来から身近なハイキングコースとして幅広く親しまれており、豊かな自然林や整備された歩道等の施設は利用者の保健休養に大きく寄与している。

3 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

①自然環境等に与える影響の予測

事業で植栽した樹木はそのまま残置することから、景観及び環境へ与える影響は少ないと考えられる。

②影響を軽減させるための措置

出来る限り動物の生息空間や既存植生を残すことで自然環境を保全する。

また、万が一影響を及ぼす可能性が発生した場合は、速やかに関係機関と協議する。

(様式) 事業主体別の既存施設及び整備予定施設の種類及び規模

事業主体	現 行		変 更 後	
	施設の種類	規 模	施設の種類	規 模
岡山県	(生活環境保全林) ・ 歩道 ・ 小規模作業施設 (休憩所) 1 棟 ・ 植栽一式	W=1.5m (1239.9m) W=0.7m (610.0m) (切土550m ³ 、盛土550m ³ 、階段696段、横断 16組) 木造平屋建23.0m ² H=3.6m、茶色		変更なし
新見市	(美しい森) 1 ビジターセンター ・ 木造平屋 ・ 木柵 ・ 丸太柵 ・ 伏工	敷地造成600m ² 駐車場 75m ² 管理道 W=3.0m 80m 計 2,143m ³ 251.56m ² 屋根 和瓦(石州:グレー) 地上高 8.5m L=7.5m L=29.0m 320m ²		撤去
	2 野外広場 ・ 野外卓 ・ 芝張り ・ 駐車場整備	5,900m ² 5基 1,500m ² 481.9m ²		撤去
	3 木道	W=1.0m, 180m		撤去
	4 水口広場	26m ²		撤去

	5 牧野造成 ・ 給餌小屋	8.0ha (木製牧柵H=1.2m、120m 金製牧柵H=1.2m、1162.6m 木戸1基) 1棟 17.2m×5.2m=89.4m ²		撤去
	6 遊歩道	・ W=1.5m、1853.8m ・ W=3.0m、469.7m (切土87.3m ³ 、盛土57.4m ³ 階段280段) 側溝整備 L=69.2m セメント安定処理 390m ²		撤去
	7 植栽工 ・ キャンプサイト周辺 ・ 野外卓周辺 ・ 遊歩道周辺	1式 ブナ 10本 ヤマザクラ 3本 ヤマモミジ 3本 ナナカマド 3本 ケヤキ 3本 ヤマザクラ 3本 ヤマモミジ 3本 ナナカマド 3本 ヤマホウシ 3本 コブシ 3本 ヤマザクラ 5本 ヤマモミジ 5本 ナナカマド 5本 トチノキ 5本 ケヤキ 5本 ヤマツツジ 50本 レンゲツツジ 50本		変更なし

	・ ビジターセンター周辺	ヤマザクラ 8本 ヤマモシ 8本 ナカマト 8本 トチノキ 8本 ケヤキ 8本 ヤマツツジ 20本 レンゲツツジ 20本 トウダンツツジ 20本 イヌツゲ 20本 マユミ 20本 シャクナゲ 20本 アテツマンサク 20本 コムラサキシキブ 20本		
	8 給水施設 ・ 原水貯水槽 ・ ポンプ室 ・ 配管	1式 対象人員 45人/日 1箇所 1箇所 50m		撤去
	9 排水施設 ・ 湿潤散水处理施設 ・ ろ過槽・腐敗槽 ・ 獣害防護柵	1式 処理対象人員 45人/日 1箇所 各2箇所 L=150m H=1.0m		撤去
	10 ふれあい広場造成 ・ 木柵 ・ 植栽	L=10m ブナ 18本 ヤマザクラ 18本 ヤマツツジ 49本 レンゲツツジ 49本		撤去(木柵) 変更なし

	1 1 展望台整備 ・ 野外卓 ・ ベンチ ・ 階段	1箇所 3箇所 4基 50段		撤去
	1 2 森林整備			変更なし
	1 3 電気施設整備 ・ 電柱 ・ 電線	20本 L=800m		撤去
	1 4 炊事棟 ・ 木造平屋 ・ 木製防風柵	1棟 30m ³ 屋根 和瓦(石州: タタラ) 地上高 4.5m L=6.0m H=2.0m		撤去
	1 5 案内板 ・ 案内板 ・ 指導標 ・ 標柱 ・ 標識	1基 H=3.7m L=3.6m 11基 H=1.4m W=1.3m ϕ =150mm H=1.4m W=0.9m ϕ =150mm 3基 H=1.8m ϕ =200mm m 5基 H=1.4m W=0.9m		撤去

位置図

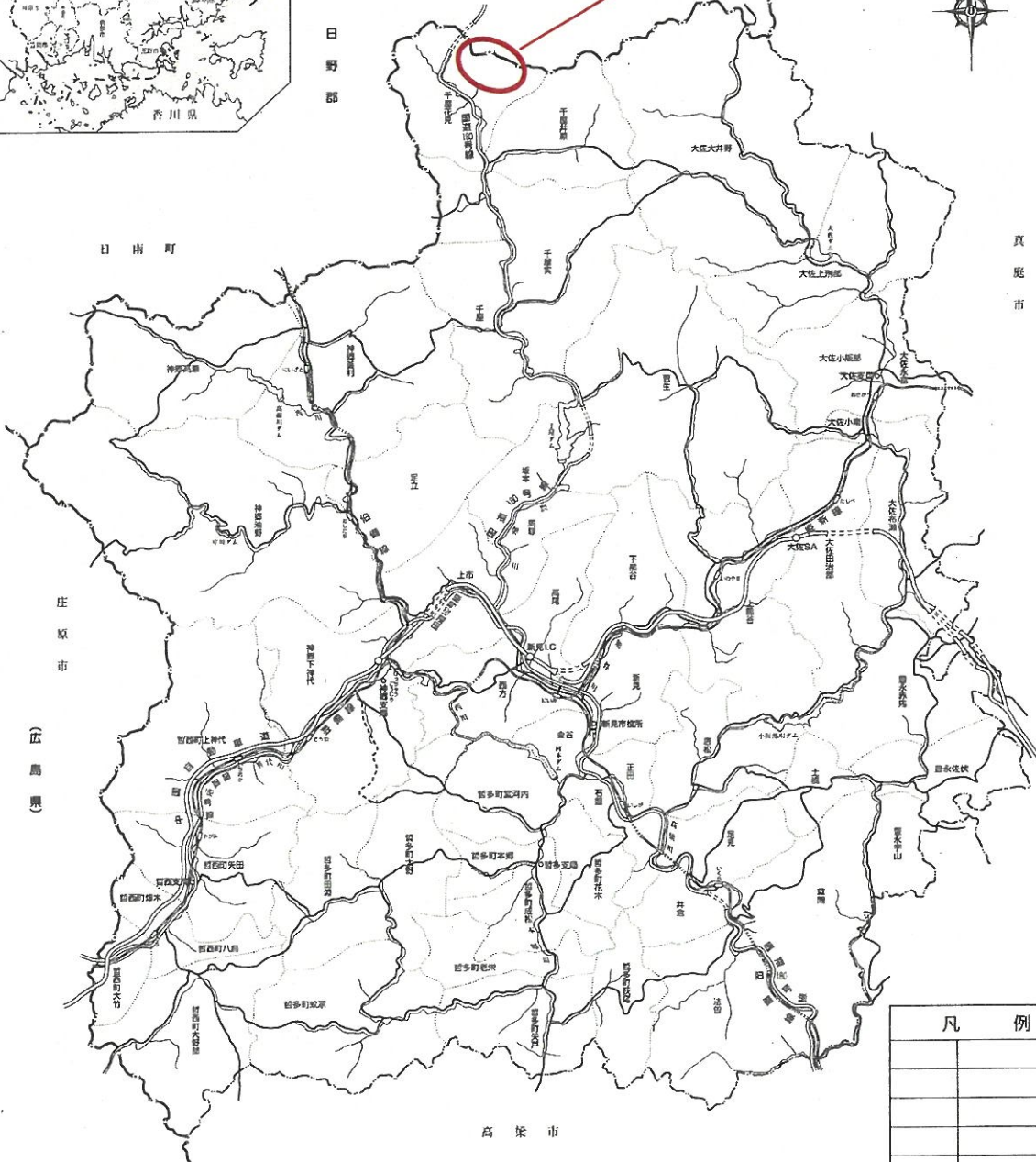


明地峠園地事業 位置図

(鳥取県) 位置図

日野町

日野郡



真庭市

庄原市
(広島県)

高橋市

凡 例

1:125,000

0 1000 5000

備作山地県立自然公園計画図

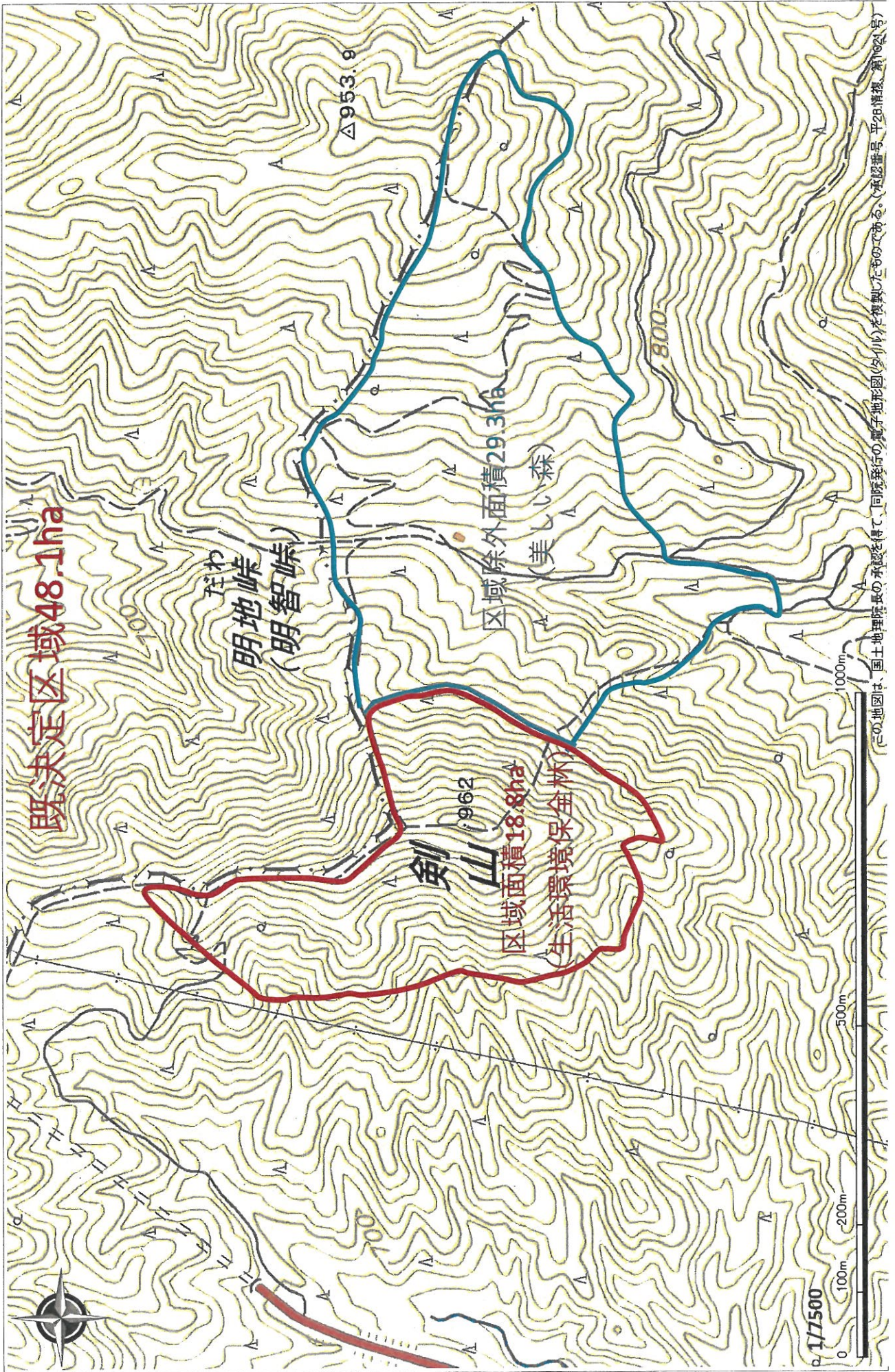


明地峠国地

公園区域界線		界線番号	界線名称	界線説明
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30
31	32	33	34	35
36	37	38	39	40
41	42	43	44	45
46	47	48	49	50
51	52	53	54	55
56	57	58	59	60
61	62	63	64	65
66	67	68	69	70
71	72	73	74	75
76	77	78	79	80
81	82	83	84	85
86	87	88	89	90
91	92	93	94	95
96	97	98	99	100

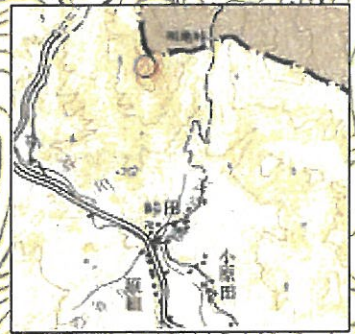
公園区域	界線番号	界線名称	界線説明
1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12
13	14	15	16
17	18	19	20
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100

1:50,000



公園事業（剣山生活環境保全林）

公園事業（剣山生活環境保全林）



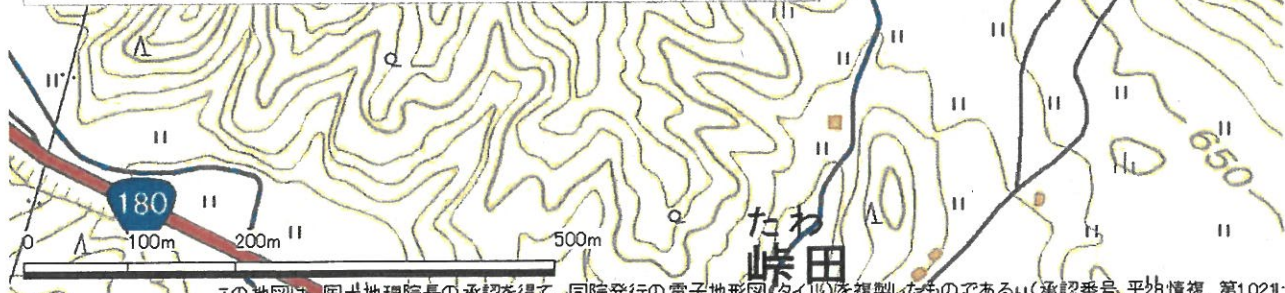
たわ
明地峠
(明智峠)

剣山

962

凡 例	
	自然林改良
	作業車道
	管理歩道
	小規模作業施設

年度	自然林改良	管理歩道	作業車道	小規模作業施設
H6			494.0m	
H7	2.64ha	984.6m		
H8	6.16ha	610.0m		
H9	0.40ha	254.4m		1棟
計	9.20ha	1,849.0m	494.0m	1棟



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである（承認番号、平28情保、第10211）

1 自然林改良



2 自然林改良



3 管理歩道



4 標示板



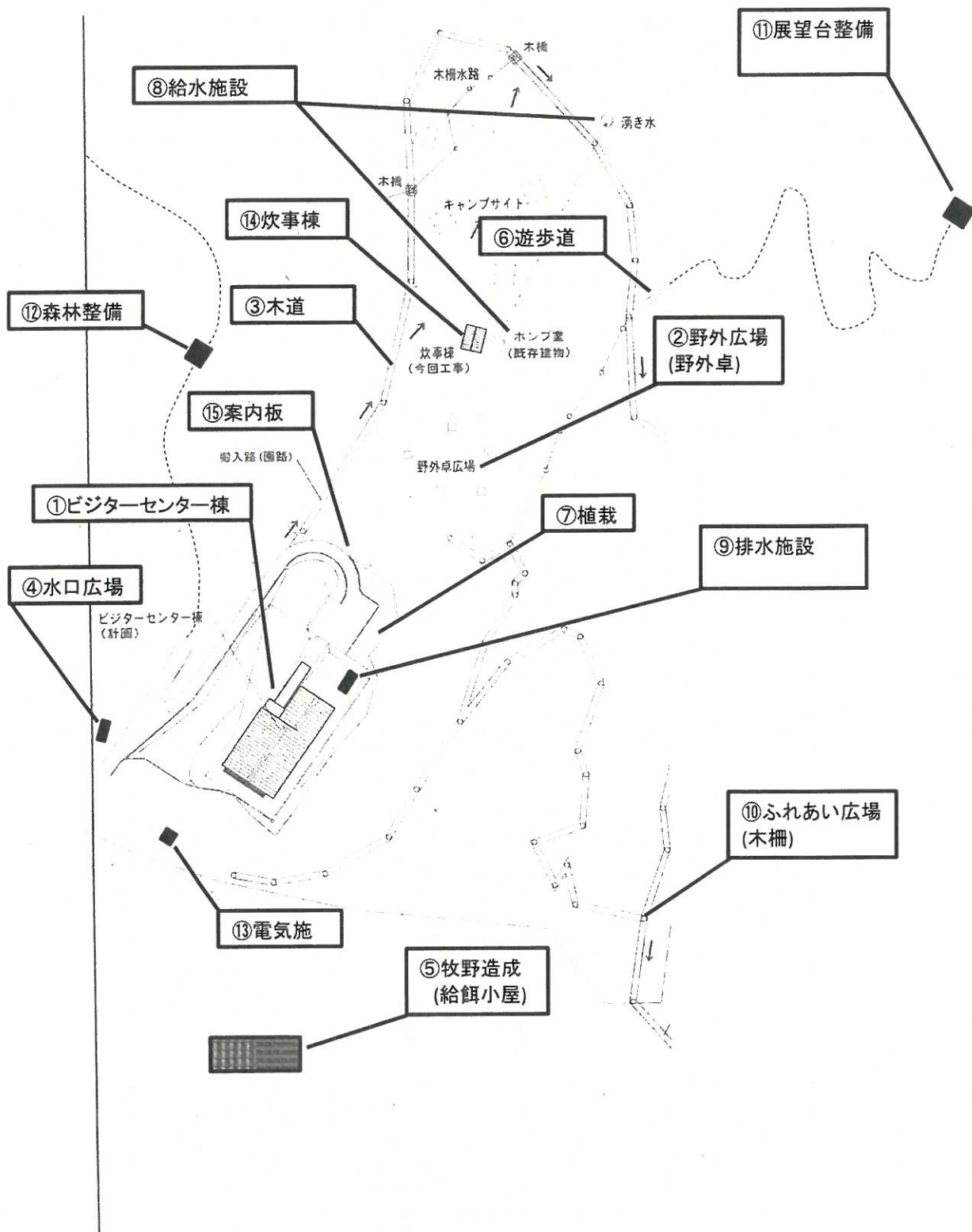
5 小規模作業施設



6 案内板



公園事業（美しい森）
（除外対象）



① ビジターセンター棟



② 野外広場(野外卓)



③ 木道



④ 水口広場



⑤ 牧野造成(給餌小屋)



⑥ 遊歩道



⑦ 植栽



⑧ 給水施設(原水貯水槽)



⑧ 給水施設(ポンプ室)



⑨ 排水施設



⑩ ふれあい広場(木柵)



⑪ 展望台整備(野外卓)



⑫ 森林整備



⑬ 電気施設



⑭ 炊事棟



⑮ 案内板



岡山県自然環境保全審議会条例

昭和 48 年 3 月 27 日
岡山県条例第 7 号

(設置)

第 1 条 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）及び温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

(委員)

- 第 4 条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
 - 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
 - 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

- 第 7 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第 8 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(幹事)

- 第 9 条 審議会に幹事を置く。
- 2 幹事は関係職員のうちから知事が任命する。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境文化部において行う。

(その他)

第 11 条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

昭和48年 8月18日	制定
昭和56年 3月25日	一部改正
平成 4年 7月21日	一部改正
平成12年 8月 1日	一部改正
平成16年 2月17日	一部改正
平成23年 8月19日	一部改正
令和 4年 2月10日	一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県自然環境保全審議会条例（昭和48年岡山県条例第7号）第11条の規定により、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県自然保護基本計画の決定及び変更に関すること。
- (2) 岡山県自然環境保全地域、環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (3) 岡山県自然環境保全地域の保全計画並びに環境緑地保護地域及び郷土自然保護地域の保護計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (4) 岡山県郷土記念物の指定並びに指定の解除及び変更に関すること。
- (5) 岡山県生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (6) 希少野生動植物保護基本方針の決定及び変更に関すること。
- (7) 指定希少野生動植物の指定及び指定の解除に関すること。
- (8) 指定希少野生動植物の保護推進指針の決定及び変更に関すること。
- (9) 生息地等保護区の指定及び指定の解除並びに管理地区の指定及び指定の解除に関すること。
- (10) 県立自然公園の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (11) 県立自然公園の公園計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (12) 県立自然公園及び国定公園の公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。
- (13) 特別地域内における行為の許可に関すること。
- (14) 生態系維持回復事業計画の決定、廃止及び変更に関すること。
- (15) 鳥獣保護事業計画の決定及び変更に関すること。
- (16) 特定鳥獣保護管理計画の決定及び変更に関すること。
- (17) 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限並びに禁止猟法の決定に関すること。
- (18) 狩猟期間の延長並びに狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関すること。
- (19) 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定及び変更に関すること。
- (20) 猟区の維持管理に関する事務を委託できる者の指定に関すること。
- (21) 自然海浜保全地区の指定、指定の解除及び指定の区域の変更に関すること。
- (22) 自然海浜保全地区の保全方針の決定、廃止及び変更に関すること。
- (23) 温泉の掘削、増掘及び動力の装置に係る許可及び許可の取消しに関すること。
- (24) 温泉の採取の制限に関すること。
- (25) 前各号に掲げるもののほか、自然保護、自然公園、鳥獣の保護及び狩猟、自然海浜の保全並びに温泉に関する重要事項に関すること。

(審議会の特例)

第3条 会長は、やむを得ない事情により審議会の会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。

(部会)

第4条 審議会に次の表に掲げる部会を置き、その所掌する審議事項は、同表に掲げるとおりとする。

部会名	所掌する審議事項
自然保護部会	1 第2条第4号、第7号から第9号まで、第12号及び第13号に掲げるもの 2 第2条第25号に掲げる審議事項のうち、自然保護、自然公園及び自然海浜の保全に関する事項で基本政策に関しないもの
鳥獣部会	1 第2条第17号、第19号及び第20号に掲げるもの 2 第2条第25号に掲げる審議事項のうち、鳥獣の保護及び狩猟に関する事項で基本政策に関しないもの
温泉部会	1 第2条第23号及び第24号に掲げるもの 2 第2条第25号に掲げる審議事項のうち、温泉に関する事項で基本政策に関しないもの

(部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条の規定は部会について準用する。この場合において、第3条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議の内容を審議会に報告するものとする。

(その他)

第7条 前3条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

○ 岡山県立自然公園条例 (抄)

昭和48年3月27日

岡山県条例第34号

(公園計画及び公園事業の決定)

第七条 公園計画及び公園事業は、知事が、関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときはその概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供し、公園事業を決定したときはその概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第八条 知事は、公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第二項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。